

# 薬剤師の在宅訪問をご存知ですか?

薬剤師がお薬を持って  
患者様のご自宅や施設を訪問し、  
お薬の管理をお手伝いします。

ご利用開始には医師の指示が必要ですので、  
まずは薬剤師にご相談下さい。

居宅で療養し通院困難な方は医療・介護保険制度を利用して、  
薬剤師の訪問サービスが受けられます。  
(介護保険の利用限度額には含まれません)

## 薬剤師の在宅訪問サービス内容

### お薬の説明をご自宅で

お薬をご自宅や施設までお届けしますので、薬局にお薬を取りに行く必要がございません。訪問の際、お薬の効果・副作用・飲み方を説明します。また、他の病院のお薬・市販薬・サプリメント・健康食品との飲み合わせも確認します。

### お薬の管理・保管についてアドバイス

1回分ずつ飲む薬をまとめたり、お薬カレンダーを利用して飲み忘れがなくなるようお手伝いいたします。また、お薬の適切な保管方法についてアドバイスいたします。

### 医師・ケアマネジャー・多職種との連携

訪問内容を医師・ケアマネジャー等に報告し、患者様の薬物治療をサポートします。副作用の疑いがある場合は速やかに医師に報告いたします。飲みづらいお薬がある場合には医師に剤形の変更を依頼します。

### ご利用代金について

訪問1回につき

お一人で  
ご利用の  
場合

503円

同一建物で  
複数人ご利用  
の場合

352円

※要介護・要介護認定を受けている方は介護保険の利用となります。

詳細は薬局窓口でお問い合わせ下さい。

※所得金額により代金が異なる場合もございます。

負担額が1割の場合は上記の通り、  
2割の場合は倍になります。

～医療・介護福祉関係者の皆様へ～

## 薬剤師在宅訪問サービスの流れと内容

医師、歯科医師から患者の生活状況、薬剤管理の問題、通院困難などの様々な状況の考慮により訪問指示が出されます。薬剤師は薬局窓口で発見した問題や家族やケアマネジャー、そのほか多職種からの相談を受け医師へ訪問提案を行う場合があります。

\*薬剤師在宅訪問サービスを利用するには「通院困難な患者」との規定があります。この場合の通院困難とは患者単独での通院を意味しますので家族や介護ヘルパー等の付き添いが必要な方はサービスの利用が可能です。



※1 処方箋の備考欄に在宅訪問とわかるように「在宅訪問」「在宅」「訪問」「居宅」等と記載してください。  
または、電話等による口頭指示でも構いません。

医療機関は薬局へ既往歴、病状、身体・介護状況等の患者情報提供書の提出をお願いいたします。



※2 初回の訪問前に利用者、家族、代理人等と打ち合わせを行いサービス内容や料金等の説明を行います。介護保険利用の場合は契約を行います。

## 訪問の結果を医師、ケアマネジャーに報告

薬局では事前に薬学的管理指導計画を作成のうえ訪問します。服薬状況や残薬・保管状況等を確認して、薬局窓口では十分行えない患者個々の生活状況にあった工夫が行えます。訪問で行った内容や残薬状況の要点、薬剤師として医師等に伝えるべきアセスメント事項などを報告いたします。また、家族や介護職員の方々から直接医師へは躊躇してしまうような細かな要求、質問についても薬剤師として解決、判断できないものは報告書に反映することができます。これらの内容はケアマネジャーへもすみやかに報告いたします。

訪問看護師や病院薬剤師との連携や退院時カンファレンスへの参加により、更にきめ細やかなサービスの提供が可能となります。高力口リーチ液や麻薬などの注射薬に対応可能な薬局もございます。

### 釧路薬剤師会における在宅医療の取組み

釧路薬剤師会では、数年前から在宅医療への推進事業に取組んできましたが、薬剤師不足や設備等の問題により、在宅医療を積極的に行っている保険薬局はわずか数件という現状です。しかし、平成24年4月に調剤報酬等が改定され、種々の条件が緩和されたことなどにより在宅医療への参入がしやすくなったことから、在宅医療に参画する保険薬局が増加すると予想されます。

現状では、医療機関より「保険薬局に在宅での薬剤管理を依頼も断られる」と言われることがある一方で、在宅医療を始めようとしている保険薬局からは「患者あるいは家族から同意を得ても医療機関からなかなか指示をくれない」等の声があります。日本薬剤師会では、このようなミスマッチを解消する為、全国の“在宅医療が可能な保険薬局のリスト”を作成し、国民をはじめ医療機関や関係団体そして行政に対して公表し、薬局・薬剤師での在宅医療の推進する事業を行っております。この事業を基に釧路薬剤師会ではこの釧路地区在宅医療マップを作成いたしました。

我々薬剤師はお薬を通じ利用者の在宅での質の高い生活への寄与、家族や介護多職種の負担軽減および医師や看護師の在宅での業務支援に努めたいと考えております。

# 薬のことで困っていませんか？

医療・介護保険制度を利用して、薬剤師の訪問サービスが受けられます。

(介護保険の利用限度額には含まれません)

薬の  
管理が  
できない



飲みづらい、  
飲んでくれない  
服薬の介助に  
時間がかかる



飲み忘れてしまう

薬をちゃんと  
飲みましたか？



何に効く薬か  
わからない



たくさんの種類を  
飲んで大丈夫?  
飲み合わせは?



錠剤をつぶして  
飲んだりして  
大丈夫?



薬剤師は、地域の医療・介護の  
専門家とチームを組んで  
在宅訪問に取り組んでいます。



薬に関する日頃の「?」をお知らせください。  
患者さん・介護スタッフと医師の架け橋になります。

